固定資産税の納税通知書を発送します

固定資産税O&A(質問と答う

- O. 平成26年5月に住宅を新築しました。 本年度から固定資産税が急に高くなったのですが、 なぜですか?
- A. 新築住宅には、住宅建築促進を図るため、固定資 産税を軽減する制度があります。一定の要件を満た せば3年間(長期優良住宅ならば5年間)、120㎡ までの床面積について税額が2分の1に軽減されま す。今回の場合、軽減期間が終了したため、元の税 額に戻ったということです。
- O. 自宅の屋根に乗せている太陽光発電設備に固定資 産税が課税されると聞きましたが、本当ですか?
- A. 太陽光発電設備の規模によっては課税される可能 性があります。10 K W以上の発電量として電力会 社と売電契約をしている場合は、固定資産税の償却 資産として所有者に申告義務があります。毎年1月 に税務課へ申告書を提出してください。
- ※屋根材と一体型(建材型)タイプの太陽光発電設備 は、償却資産の対象外となるため、申告の必要はあ りません。

固定資産税とは、毎年1月1日(賦課期日)に 土地・家屋・償却資産を所有している人に賦課さ れる税金です。

4月中旬に送付する固定資産税の納税通知書 に、土地・家屋の課税明細書を同封しています。

納税通知書が届いたら、適正な課税がなされて いるかどうか、確認をお願いします。

【土地・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できます】

市内に所在する土地・家屋の評価額を比較し、 自らの土地・家屋の評価額が適正かどうか確認す るために、十地・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧する ことができます。縦覧帳簿には、土地の地目、地 積、評価額などや家屋の種類、構造、床面積、評 価額などが記載されています。

縦覧できるのは、納税義務者本人、義務者から 委任を受けた代理人、または納税管理人です。

▶日時 4月2日(月)~5月1日(火)(土・ 日曜日、祝日を除く)

午前8時30分~午後5時15分

- ▷場所 税務課、各支所、出張所
- ○持参するもの 本人確認書類 (運転免許証、健 康保険証など)、委任状(代理人が縦覧する場合)

問税務課 ☎0869-22-1181

障害のある人の軽自動車税を減免します



身体に障害のある人や重度の 精神障害のある人が所有してい る軽自動車は、申請によって、 1人1台に限り軽自動車税が減 免されます。

4月1日現在で、身体に障害 がある 18 歳未満の人または精

神に障害がある人と生計を同じくする人が所有する 軽自動車も対象となります。

障害の等級など条件によっては減免の対象になら ない場合があります。また、自動車税の減免を受け ている人は、軽自動車税の減免を受けることはでき ません。

> 申請方法

申請書は税務課、各支所、出張所にあります。 印鑑、運転する人の免許証、自動車検査証(車検 証)、減免申請内容が確認できるもの(身体障害者 手帳など)、所有者のマイナンバーが確認できるも の(通知カードなど)を持参し、手続きをしてくだ

※平成20年度以降の減免申請内容(障害の等級、 車、運転者など) に変更がない場合は、申請書を 提出する必要はありません。

▶申請期限 5月24日(木)

間申税務課

20869-22-1114





平成30年度から

市税・保険料のコンビニ納付が始まります

皆さんの利便性の向上のため、平成30年度の市税・保険料から全国のコンビニエンスストアで納付が できるようになります。時間や曜日を気にせず、最寄りのコンビニで納付できますので、ご利用ください。 問税務課 ☎0869-22-1114

コンビニで納付できる市税・保険料

- 市県民税(普通徴収分)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(普通徴収分)
- ○保険料 介護保険料(普通徴収分)、後期高齢者医療保険料(普通徴収分)

コンビニ納付開始時期

開始時期は、市税・保険料で異なります。

開始時期	コンビニ納付ができる市税など
4月から	固定資産税
5月から	軽自動車税
6月から	市県民税(普通徴収分)
7月から	国民健康保険税(普通徴収分)
	介護保険料(普通徴収分)
8月から	後期高齢者医療保険料(普通徴収分)

コンビニで納付できない場合

次のいずれかの場合、コンビニ納付はできません。

- ・バーコードの印字がない納付書
- ・納付期限を過ぎた納付書
- ・汚れや破損によりバーコードが読み取れない納付書
- ・金額を訂正した納付書
- ・ 1 枚の納付金額が 30 万円を超える納付書(30 万円を超える納付書にはバーコード印字がありません)

利用できるコンビニ

セブンーイレブン、ファミリーマート、ローソン、 サークル K・サンクス、ポプラなど

※詳しくは、市から送付する納付書の裏面に記載 されたコンビニー覧表をご確認ください。

- ・営業時間内であれば、いつでも納付できます。
- 手数料はかかりません。
- ・現金で納付してください(小切手、カード類、 商品券で納付することはできません)。
- ・領収書は重要な書類です。大切に保管してくだ さい。



7 2018, 4 広報 せとうち No.161 6